

「令和3年度いわてインバウンド総合プロモーション業務  
(中国市場、アセアン市場)」

## 業務仕様書

令和3年7月  
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度いわてインバウンド総合プロモーション業務（中国市場、アセアン市場）」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

いわて国際戦略ビジョンにおいて、重点市場と位置づけている中国、開拓市場と位置付けている東南アジアからのフルシーズンの誘客を図るため、旅行会社等の招請や現地における旅行博等への出展などにより、岩手県の認知度向上を図り、新型コロナウイルス感染症収束後の本県への外国人旅行者の回復を目指すものであること。

### (2) 業務件名及び数量

「令和3年度いわてインバウンド総合プロモーション業務（中国市場、アセアン市場）」一式

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

### (4) 委託料の上限額

16,869千円（税込）

※下記2「(市場ごとに実施する事項)」の市場毎の予算目安を超えないこと。

## 2 業務の仕様に関する事項

### (1) 提案内容

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、令和元年の本県への外国人宿泊者は343千人と過去最高となったが、令和2年は新型コロナウイルス感染症による外国との往来制限の影響を受け87千人と大きく減少しており、同感染症収束後に本県への外国人観光客を回復させるための取組が必要となっている。

そのため、海外での岩手県の認知度向上を図り、本県への外国人旅行者の回復を目指すために行う、海外の旅行会社の招請、現地における旅行博への出展等の情報発信等の実施内容について企画提案すること。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 対象市場からの訪日旅行、本県への旅行の動向分析に関すること  
市場毎に記載すること。
- ② 市場毎の戦略に関すること  
市場のコンセプトやターゲット、テーマなど提案する企画内容の根幹
- ③ 事業全体の行程に関すること  
全体及び市場毎スケジュールを記載すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によって、旅行会社の招請が困難となった場合には、メディア等の招請に変更することがある。

### (2) 仕様等

#### 〈共通事項〉

- ① 招請事業に関する項目

ア 本県の魅力を満喫できるモデルコースを中国市場については3コース、ASEAN 市場については1コース提案すること。

(初日は13時にスタートし、最終日は昼食後に終了。県内の移動は、借上げバス等を原則とする。)

イ 被招請者は、海外の旅行会社とし、その選定方法、連絡、調整方法を提案すること。(具体的な被招請者及び人数並びに時期、行程は企画提案内容を踏まえて、別途調整のうえ決定する。)なお、社会情勢を考慮の上、国内に支店がある旅行会社等の招請を妨げるものではない。

ウ 招請する旅行会社は、本県への旅行商品造成の実績や意欲のある旅行会社とすること。

エ 行程は合理的かつ効率的であることを原則とし、空港から本県への移動にあたっては、JR イーストパス等の外国人旅行者のための割引制度の利用を原則とすること。

オ 行程は、季節に応じて本県の観光の魅力を広くPRできるものとする。

カ 宿泊施設、見学施設、観光素材及び体験コンテンツについては、新型コロナウイルス感染症対策が取られている施設等を選定すること。

キ 被招請者の宿泊施設は外国人観光客の受入に積極的な施設とし、1名1室を原則とする。なお、客室及びロビー等において、Wi-Fiが利用可能であることが望ましい。

ク 全行程アテンドのための添乗員及び通訳を手配すること。

ケ 被招請者及び通訳の行程中の経費(宿泊費、食費、施設入場料等)を計上すること。

コ 県内の移動については、新型コロナウイルス感染症対策が取られた専用車を手配することとし、専用車の借上げ料金、乗務員宿泊費及び高速道路通行料、駐車料金を計上すること。

サ 視察コース及び宿泊施設や観光施設の評価、意見等を把握するためのアンケートを実施し、その分析結果を事業終了後、速やかに報告すること。その結果については、訪問施設にフィードバックを行うこと。

シ 旅行会社の選定については、企画コンペ提案書等の内容と、岩手県へのこれまでの送客実績等を考慮し、協議・調整を行ったうえで、決定するものであること。

## ② 情報発信事業に関する項目

ア 旅行博等に参加する場合は、岩手の観光資源をアピールするために効果的なイベントを提案するとともに、イベントを企画して開催する場合は、効果的な開催場所、時期及び企画内容を提案すること。

イ 本県の四季の魅力、温泉、グルメ、体験等について、効果的に情報発信できる内容とすること。

ウ イベント全体の運営管理のため、管理者を1名以上配置すること。

エ 渡航制限が解除されて、受託者の従業員や県職員が現地に渡航し、イベント対応を行う場合は、イベント期間中(準備期間を含む。)に、通訳を1名配置すること。

オ 参加に当たって負担金が必要な場合には、負担金も計上すること。

カ イベント期間中、一般参加者を対象にアンケート調査を実施することとし、アンケート用紙を作成してアンケートを実施し、その結果を分析し報告すること。

キ 県庁からイベント会場までの、パンフレット類の輸送経費を計上すること。

※ 20kg×5ヶ口想定

ク 事業効果を把握するための調査方法の提案及び具体的な実施方法を記載すること。

ケ 事業の実施結果及び効果の取りまとめを行い、報告書を提出すること。

コ ノベルティ(そばっちストラップなど)を100個程度用意すること。

サ 海外現地でイベントが開催されるが、日本との渡航が制限されている場合の対応策についても、企画提案書に記載すること。

## 〈市場ごとに実施する事項〉

### 【中国市場】

事業区分	事業内容	予算目安
招請 (雲南以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県への旅行商品を造成している、または意欲のある旅行会社を2回以上招請すること。</li> <li>・1つのコースについては、実施時期がスキーを中心とする冬季に招請すること。</li> <li>・行程は4泊5日程度とし、被招請人数は6社10名以上とすること。</li> <li>・招請した旅行会社については、岩手県への旅行商品を2件以上造成するようにすること。</li> </ul>	11,500千円
招請 (雲南)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南省の教育旅行や社員旅行を中心に扱う旅行会社を1回以上招請すること。</li> <li>・行程は4泊5日程度とし、被招請人数は3社3名以上とすること。</li> <li>・招請した旅行会社については、岩手県への旅行商品を1件以上造成するようにすること。</li> </ul>	
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県の旅行商品と合わせて岩手県の観光情報の広告PRを実施すること。</li> <li>・招請事業とも連携し、効果的な情報発信をすること。</li> </ul>	

### 【アセアン市場】

事業区分	事業内容	予算目安
招請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県への旅行商品を造成しているか、または意欲のあるタイの旅行会社とすること。</li> <li>・行程は4泊5日程度とし、被招請人数は2社2名以上とすること。</li> <li>・招請した旅行会社については、岩手県への旅行商品を2件以上造成するようにすること。</li> </ul>	5,369千円
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月～2月に開催されるタイ国際旅行フェア(TITF)に岩手県ブースを出展すること。</li> <li>・招請事業とも連携し、効果的な情報発信をすること。</li> <li>※ 新型コロナウイルス感染症の状況によって、TITFが中止、延期となった場合には、観光PRイベント等に変更することがある。</li> </ul>	

## 3 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

## (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならないこと。

## (7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4 部（紙ベース）及びデータ CD 1 枚